

# 公益法人制度改革関連資料

## 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

平成15年6月27日  
閣議決定

### 1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人（民法第34条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。）は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

### 2 新たな非営利法人

#### (1) 一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

## （２）非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

- ① 公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方
- ② ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等を含め検討する。

## 3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

## 4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

## 5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

## 公益法人制度改革 3法について

### 1. 3法案の趣旨

「官から民へ」の流れの中で民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、公益法人の設立許可を主務官庁が自由裁量により行う制度を改め、登記のみで法人を設立できる制度及びその公益性を認定する制度を創設。

### 2. 3法の概要

#### ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない、すなわち非営利の社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等について定める。

#### ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法に定める制度を改め、内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者による委員会の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設する。

#### ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

①及び②の施行に伴い、現行の民法法人が新たな制度に円滑に移行するためと共に、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について規定を整備する。

### ●概要

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する制度の創設
  - ・ 一般社団法人及び一般財団法人は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる。
  - ・ 社員、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しない。

#### ○一般社団法人

- 1 社員2名以上で設立可能とし、設立時の財産保有規制は設けない。
- 2 社員総会及び理事は必置。定款の定めによって理事会、監事又は会計監査人の設置が可能。
- 3 資金調達及び財産的基礎の維持を図るため、基金制度の採用が可能。
- 4 社員による代表訴訟制度に関する規定を整備。

#### ○一般財団法人

- 1 設立者は、設立時に300万円以上の財産を拠出。
- 2 財団の目的は、その変更に関する規定を定款に定めない限り、変更不可。
- 3 理事の業務執行を監督し、かつ、法人の重要な意思決定に関する機関として、評議員及び評議員会制度を創設。
- 4 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事は必置。定款の定めによって、会計監査人の設置が可能。

#### ○通則

- 1 法人制度の濫用防止の観点から、休眠法人整理の制度及び裁判所による解散命令の制度に関する規定を整備。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間での合併が可能。
- 3 大規模な法人について、会計監査人の設置を義務付け。
- 4 計算、定款の変更、清算、訴訟、非訟、登記、罰則等について所要の規定を整備。

- 施行期日 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日  
政府は、施行後適当な時期に、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づき必要な措置

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又都道府県知事が行う制度を創設する。

### ●概要

#### ○公益社団法人及び公益財団法人の認定制度の創設

1. 公益目的事業を行う一般社団法人及び一般財団法人は、行政庁の認定(公益認定)を受けることが可能。
2. 公益認定を受けた一般社団法人は「公益社団法人」、一般財団法人は「公益財団法人」という名称を使用。
3. 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関し税制上の措置。

#### ○公益認定の基準等

1. 23種類の公益目的事業を行うことを主目的とすること。
2. 必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
3. 公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものを行わないこと。
4. 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと。
5. 公益目的事業比率が100分の50以上となること。
6. 遊休財産の額が一定額を超えないこと及び寄附の募集に関して一定の行為をしないこと。
7. 公益目的事業以外の事業ごとに区分経理すること。
8. 理事、監事、評議員等の役員への報酬の支給基準を公表すること。
9. 毎事業年度ごとに財産目録の備え置き・閲覧、行政庁への提出。
10. 暴力団に関係する等の欠格事由に当たらないこと。

#### ○公益法人の監督

1. 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、公益目的事業を2以上の都道府県の区域内で行う旨を定款で定める公益法人等については内閣総理大臣が、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が、それぞれ行政庁として監督。
2. 内閣府に、内閣総理大臣の諮問に基づき公益認定等の処分や政省令の改廃について答申を行う有識者からなる合議制の機関(公益認定等委員会)を設置。

3. 都道府県についても、国と同様の合議制の機関を設置。
4. これらの合議制の機関の判断に基づき、公益法人の認定や、公益法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告・命令、認定取消し等を実施。

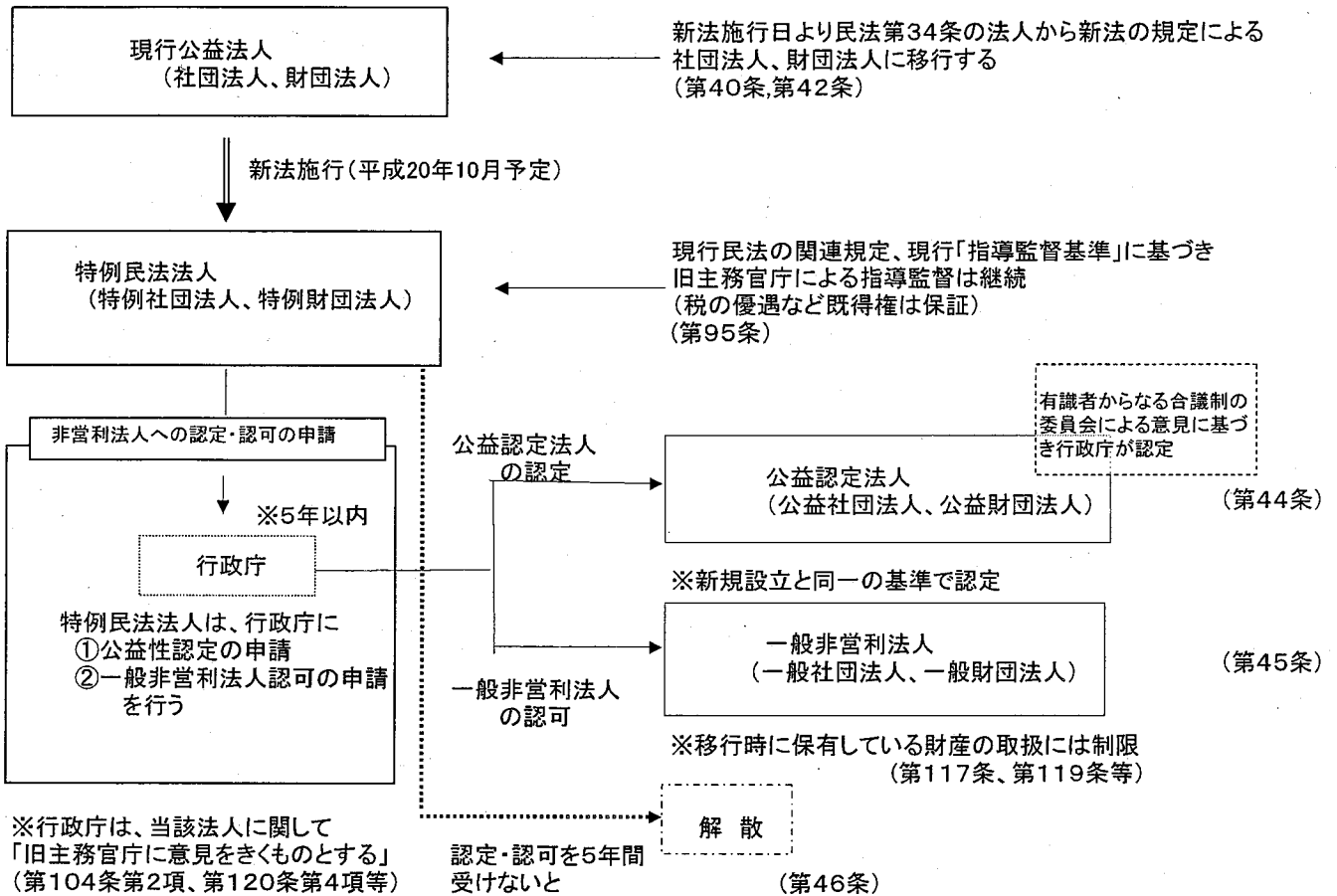
●施行期日等

一般社団・財団法人法施行の日

(公益認定等委員会の設置等については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)

政府は、施行後適当な時期に、必要と認めるときは検討を加え、その結果に基づき必要な措置

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)の概略



## 「公益目的事業」とは

(公益認定法第2条第4項より)

下表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの